

佐方小学校 PTA 新規約（案）現行規約対照表（新旧対照表）

新規約（案）	現行規約
<p style="text-align: center;"><b>佐方小学校 PTA 規約 改定（案）</b></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規約は、<b>佐方小学校 PTA</b>（略称「佐方小 PTA」以下「本会」という）に関して必要な事項を定める。</p> <p>（事務所）</p> <p>第 2 条 本会事務局は、佐方小学校内に置く。</p> <p>（活動目的）</p> <p>第 3 条 本会は、保護者及び教職員の協力で、家庭、学校、社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。</p> <p>（活動方針）</p> <p>第 4 条 本会は、教育を本旨とする民間団体として、次の方針に従って活動する。</p> <p>（1） 本会は、自主独立のものであり、他のどの様な団体又は、機関の支配及び干渉を受けない</p> <p>（2） 本会は、児童の福祉増進の為に活動する他の団体又は機関と協力する。</p> <p>（3） 本会は、自覚と責任をもった保護者と教職員となるように会員相互の研修と親睦を図る</p> <p>（4） 本会は、学校の人事及び管理事項に関して干渉できない。また、特</p>	<p style="text-align: center;">佐方小学校保護者と教職員の会規約</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規約は、佐方小学校保護者と教職員の会（略称「佐方小 P T A」以下「本会」と言う）に関して必要な事項を定める。</p> <p>（事務所）</p> <p>第 2 条 本会の事務局は、佐方小学校内に置く。</p> <p>（活動目的）</p> <p>第 3 条 本会は、保護者及び教職員の協力で、家庭、学校、社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。</p> <p>（活動方針）</p> <p>第 4 条 本会は、教育を本旨とする民間団体として、次の方針に従って活動する。</p> <p>（1） 本会は、自主独立のものであり、他のどの様な団体又は、機関の支配及び干渉を受けない。</p> <p>（2） 本会は、児童の福祉増進の為に活動する他の団体又は機関と協力する。</p> <p>（3） 本会は、自覚と責任をもった保護者と教職員となるように会員相互の研修と親睦を図る。</p> <p>（4） 本会は、学校の人事及び管理事項に関して、干渉できない。また、</p>

<p>定の政党及び宗教に偏ることなく、また自ら営利を目的とする様な行為は行わない。</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 本会は、次の構成員をもって組織する。</p> <p>(1) 佐方小学校に在籍する児童の保護者</p> <p>(2) 佐方小学校の教職員</p> <p>2. 会員は、すべて平等の権利と義務をもち、本会の活動を推進するために設けられた各部署のいずれかに所属し構成員としてその活動に参加することとする。</p> <p>3. 本会の会員は、廿日市市 PTA 連合会、広島県 PTA 連合会及び日本 PTA 全国協議会の会員となる。</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 本会に次の役員を置く</p> <p>(1) 名誉会長 1名</p> <p>(2) 会長 1名</p> <p>(3) 副会長 3名以上</p> <p>(4) 事業部員 3名以上</p> <p>(5) 地域部員 3名以上</p> <p>(6) 書記 2名以上</p> <p>(7) 会計 (一般・特別) 3名</p> <p>(8) 会計監査 2名</p> <p>(役員を選出)</p> <p>第7条 役員を選出は次の方法による。</p> <p>(1) 名誉会長は、校長を以て充てる。</p> <p>(2) 会長、副会長、事業部員、地域部員、書記、会計、会計監査は、立候補者を充てる。但し、定数を超</p>	<p>特定の政党及び宗教に偏ることなく、また自ら営利を目的とする様な行為は行わない。</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 本会は、次の構成員をもって組織する。</p> <p>(1) 佐方小学校に在籍する児童の保護者</p> <p>(2) 佐方小学校の教職員</p> <p>2. 会員は、すべて平等の権利と義務をもち、本会の活動を推進するために設けられた各常任委員会のいずれかに所属し構成員としてその活動に参加することとする。</p> <p>3. 本会の会員は、廿日市市 PTA 連合会、広島県 PTA 連合会及び日本 PTA 全国協議会の会員となる。</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 名誉会長 1名</p> <p>(2) 会長 1名</p> <p>(3) 副会長 2名以上</p> <p>(4) 書記 2名以上</p> <p>(5) 会計 3名以上</p> <p>(6) 監査委員 2名</p> <p>(役員を選出)</p> <p>第7条 役員を選出は、次の方法による。</p> <p>1. 名誉会長は、校長を以て充てる。</p> <p>2. 会長、副会長、書記、会計、監査委員は、立候補者を充てる。但し、立候補者が定数を超える場合は</p>
--	---

<p>える場合は次の通りとする。</p> <p>① 役員選出にあたり、役員選定協議会議を開催し選定することができる。</p> <p>② 役員選定協議会議は、運営役員、教頭 1 名、役員候補を以て開催する。</p> <p>(3) 役員選出で定数に満たない場合、抽選とし役員を決定する。その概要は「別表 1」による。</p> <p>(4) 会計の 1 名は教頭を以て充てる。</p>	<p>総会で選出するものとする。この場合、選挙管理委員会を置く。</p> <p>3. 役員選出に当たり、役員選定委員会を置くことができる。</p> <p>4. 役員選定委員は、運営委員(若干名)、教頭 1 名、各学年からの代表 6 名及び各ブロック長 6 名を以て組織する。但し会長が必要と認めた場合は、運営委員会の議決を経て、若干名を追加できる。</p> <p>5. 会計の 1 名は教頭を以て充てる。</p> <p>6. 役員選定委員会は別途運営委員会で承認された方法によって役員を選定する。(「別表第 4」)</p> <p>7. 選挙管理委員は 6 名で、常任委員会の副委員長各 1 名と教職員代表 1 名とし、役員選定委員が兼ねることはできない。</p>
<p>(役員の仕事)</p> <p>第 8 条 役員の仕事は次の通りとする。</p> <p>(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>(3) 書記、会計は、会長の命を受けて事務を統括する。</p> <p>(4) 会計監査は、会計事務を監査する。また、総会において監査報告を行う。</p> <p>(5) 名誉会長は重要事項について、会長の諮問に応じる。</p> <p>(6) 事業部員、地域部員及びその他役員(名誉会長を除く)の職務はおおむね「別表 2」による。なお、各</p>	<p>(役員の仕事)</p> <p>第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(3) 書記、会計は、会長の命を受けて、事務を統括する。</p> <p>(4) 監査委員は会計事務を監査する。総会において監査報告を行う。</p> <p>(5) 名誉会長は重要事項について、会長の諮問に応じる。</p>

<p style="text-align: center;">部員、役員、は職務以外にも相互サポートをする。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第9条 役員任期は次の通りとする。</p> <p>(1) 会長の任期は、連続2期を限度とする。</p> <p>(2) 役員任期は、1年間とする。但し、再任を妨げない。</p> <p>(3) 会長に欠員が生じた時は、副会長の中から会長を互選する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(4) 会長を除く役員に欠員が生じた時は、<b>必要があれば新たに募集し、その方法は運営役員推薦若しくは、第7条(2)の方法を以て選出する。</b></p> <p>(5) 役員は規定任期に関わらず、任期満了後も後任決定までの間は残任とする。</p> <p>(特別委員会)</p> <p>第10条 本会は、<b>必要に応じて特別委員会を設け、委員の選出及び職務は次の通りとする。</b></p> <p>(1) 委員の選出は、<b>運営役員推薦又は、運営役員互選で会長が委嘱する。</b></p> <p>(2) 委員の職務は、<b>周年記念行事等の記念行事や恒例化されていない行事等の企画、運営又は会長の特命事項の遂行。但し、特命事項については、運営会議の議決を経るものとする。</b></p>	<p>(役員任期)</p> <p>第9条 役員任期は次のとおりとする。</p> <p>2. 会長の再任は連続2期を限度とする。</p> <p>3. 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。</p> <p>4. 会長に欠員が生じた時は、副会長の中から会長を互選する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5. 会長を除く役員に欠員が生じた時は、運営委員会がこれを選出する。</p> <p>6. 役員は第1項の規定にかかわらず、任期満了後も後任者決定までの間は残任する。</p> <p>(常任委員会及び特別委員会)</p> <p>第10条 本会は第3条の活動目的を達成するため、次の委員会を置く。また、必要に応じて特別委員会を設けることができる。</p> <p>(1) 広報委員会</p> <p>(2) 学級活動委員会</p> <p>(3) 厚生委員会</p> <p>(4) 事業委員会</p> <p>(5) 育成委員会</p> <p>(6) ふれあい委員会</p> <p>2. 委員会(育成委員会を除く)の委員は、各学級(1学級5人)選出の委員によって構成する。委員長は、委員</p>
--	---

<p>(会議)</p> <p>第11条 本会の会議は、総会（臨時総会）、運営会議、特別委員会とする。</p> <p>2. 総会は、年1回、4月に開催する。但し、会長及び運営役員が必要と認めた時又は、会員の10分の1以上の要求があれば、臨時に総会を開催することができる。</p> <p>3. 運営会議及び特別委員会は、必要に応じて開催する。</p> <p>4. 総会及び運営会議は会長が招集し、議長は会長が会員の内から委託する。</p> <p>5. 運営会議及び特別委員会は、担当役員が招集し議長に充たる。</p>	<p>の互選又は会員の推薦とし、会長がこれを委託する。なお、学級活動委員会の中から各学年の代表を1名ずつ、互選する。但し、各委員長は兼任できない。</p> <p>3. 育成委員会の委員は、学区の子ども会ごとに若干名を選出する。委員長1人、副委員長若干名は、会員の推薦した者を会長が委嘱する。但し、会長は委員長の職務を考慮し、会員の中から委嘱することができる。</p> <p>4. 特別委員会(役員選定委員会、選挙管理委員会を除く)の委員は、運営委員会の推薦でまた、委員長は委員の互選で会長が委嘱する。</p> <p>5. 各委員会及び特別委員会の職務は、おおむね「別表1」による。</p> <p>(会 義)</p> <p>第11条 本会の会議は総会、運営委員会、常任委員会及び特別委員会とする。</p> <p>2. 総会は年1回、4月に開催する。但し、会長及び運営委員会が必要と認めた時又は、会員の10分の1以上の要求があれば、臨時に総会を開催することができる。</p> <p>3. 運営委員会、常任委員会及び特別委員会は、必要に応じて開催する。</p> <p>4. 総会及び運営委員会は、会長が召集し、議長は、会長が会員の内から委託する。</p> <p>5. 常任委員会及び特別委員会は、委員長が召集し、議長に充たる。</p>
--	--

<p>(会議の機能)</p> <p>第12条 総会(臨時総会)は、次に事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画及び予算の決定</p> <p>(2) 事業報告及び決算の承認</p> <p>(3) 規約の制定及び改廃</p> <p>(4) その他、本会の運営に関する重要事項</p> <p>2. 運営会議(構成員は「別表3」による)は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 総会で決議した会務の執行に関する重要事項</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項</p> <p>(3) 総会において委任又は委託された事項の執行又は、調査及び研究</p> <p>(4) 運営会議の事業計画及び運営並びに予算に関する事項</p> <p>(5) その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>3. 特別委員会は、会長の特命事項について調査及び研究する。</p> <p>4. 役員選定協議会議は、役員選出に関する事項。</p>	<p>(会議の機能)</p> <p>第12条 総会は、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画及び予算の決定</p> <p>(2) 事業報告及び決算の承認</p> <p>(3) 規約の制定及び改廃</p> <p>(4) その他、本会の運営に関する重要事項</p> <p>2. 運営委員会(構成員は「別表第2」による。)は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 総会で議決した会務の執行に関する重要事項</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項</p> <p>(3) 総会において委任又は委託された事項</p> <p>(4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>3. 常任委員会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 運営委員会より委託を受けた事項の調査及び研究</p> <p>(2) 委員会の事業計画及び運営並びに予算に関する事項</p> <p>(3) 運営委員会に付議すべき事項</p> <p>(4) その他、委員会の執行に関する事項</p> <p>4. 特別委員会は、会長の特命事項について調査、研究する。</p> <p>5. 選定委員会は、役員を選出に関する事項</p> <p>6. 選挙管理委員会は、役員選出に関する事項</p>
--	---

<p>(議事)</p> <p>第13条 総会は会員の半数以上(委任状を含む)の出席を以て成立する。また、その他の会議は、構成員の過半数(委任状を含む)の出席を以て成立する。</p> <p>2. 議事は出席者の過半数で決定する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。</p>	<p>(議事)</p> <p>第13条 総会は会員の半数以上(委任状を含む)の出席を以て成立する。また、その他の会議は、構成委員の過半数(委任状を含む)の出席を以て成立する。</p> <p>2. 議事は出席者の過半数で決定する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。</p>
<p>(専決)</p> <p>第14条 会長は、総会において委任された事項について、専決することができる。</p> <p>2. 会長は前項の規定により専決した時は、関係の会議に専決の内容について報告をしなければならない。</p>	<p>(専決)</p> <p>第14条 会長は、総会に於て委任された事項について、専決することができる。</p> <p>2. 会長は前項の規定により、専決したときは、関係の会議に専決の内容について報告をしなければならない。</p>
<p>(経費)</p> <p>第15条 本会の経費は、会費(会費月額「別表4」に定める)及びその他収入を以て充てる。</p> <p>2. 会計は、一般会計及び特別会計とする。</p> <p>3. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。</p>	<p>(経費)</p> <p>第15条 本会の経費は、会費(会費月額「別表3」に定める)及びその他の収入を以て充てる。</p> <p>2. 会計は一般会計及び特別会計とする。</p> <p>3. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。</p>
<p>(名誉会長及び会長の権限)</p> <p>第16条 名誉会長は、学校の管理上及び教育上必要がある場合は、<b>運営会議</b>及び特別委員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>2. 会長は、本会の運営上必要がある時は、<b>運営会議</b>及び特別委員会に</p>	<p>(名誉会長及び会長の権限)</p> <p>第16条 名誉会長は学校管理上、及び教育上必要がある場合は、委員会及び特別委員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>2. 会長は本会の運営上、必要があるときは、委員会、特別委員会に出</p>

出席して意見を述べることができる。

(委任)

第17条 この規約に規定されていない本会の運営に関して必要な事項は、**運営会議**の決議を経て会長が別に定めることができる。

(個人情報の取り扱い)

第18条 個人情報取り扱いについて、別に定める個人情報保護規定によるものとする。

別表1 (第7条関係)

抽選の概要	
①抽選による選出候補者	役員、委員未経験者の保護者会員の経験者は抽選第一候補から外れる
②抽選実施時期と方法	1 2月あゆみ渡しの際、クラス担当教諭立会いのもと抽選する。 保護者会員欠席の場合、役員選定協議員が代理で抽選する。
③抽選の結果定数を超える場合	1 回目の抽選で選ばれた候補者で再度抽選し人数を絞る。 2 回目以降も定数を超える場合は、絞られた候補者で抽選し定数まで絞る。
④役員が決定できなかった場合	決定するまで再抽選を行う。

出席して意見を述べることができる。

(委任)

第17条 この規約に規定されていない本会の運営に関して必要な事項は、**運営委員会**の決議を経て、会長が別に定めることができる。

別表1 (第10条関係)

区分	職務
広報委員会	1 研修会と分科会に参加 2 新聞、PTA 便りの発行 3PTA 活動の趣旨の普及、啓発 4PTC 活動の推進 5 その他の活動
学級活動委員会 (学年活動)	1 学級懇談会への協力 2 子どもの安全活動の推進 3PTA 図書の管理と貸出 4PTC 活動の推進 5 学年活動の推進、学年活動間の調整、相互協力の推進 6 その他の活動
厚生委員会	1 児童の保健体育、厚



⑤その他	必要があれば運営会議で協議の上、抽選時期、選出方法を変更することがある。		
別表2 (第8条関係)			
区分	職務		
事業部	PTC 活動 クリーン作戦 リサイクルバザー ぽんぽこショップ ベルマーク活動 PTA 広報活動 その他活動	事業委員会	生のための研究とその改善に努めること 2 学校給食の運営、給食内容について研究協力し、その改善について協力する 3 環境整備等の奉仕活動を積極的に計画推進する 4 PTC 活動の推進 5 その他活動 1 教育設備助成会マーク集め 2 ベルマーク資金の運用 3 PTC 活動の推進 4 その他活動
地域部	地域と連携を取った活動 小学校区子ども会の育成サポート 校外活動 その他活動	育成委員会	1 学区子ども会の育成指導 2 校外生活指導(挨拶運動、交通安全指導、通学路の安全点検等) 3 地域及び市内社会教育機関との連絡提携 4 その他活動
総務部	運営会議議題の集約、周知 総会資料等の作成 その他事務業務、活動		
別表3 (第12条関係)			
運営会議の構成員			
1. 名誉会長 2. 会長 3. 副会長 4. 書記 5. 会計	6. 事業部員 7. 地域部員 8. 特別委員会(委員長) 9. 運営会議の議決を経て会長が委託したもの	ふれあい委員会	1 佐方っ子 FESTIVAL ふれあいの部の企画、立案 2 児童と職員と保護者の親睦を図る 3 PTC 活動の推進 4 その他活動
		特別委員会	1 会長の特命事項について調査研究する

別表4 (第15条関係)			
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td data-bbox="245 315 778 360">会員会費</td> </tr> </table>	会員会費		
会員会費			
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td data-bbox="245 367 778 412">月額 250円</td> </tr> </table>	月額 250円		
月額 250円			
	役員選定委員会	<p>こと。但し、特命事項については運営委員会の議決を経るものとする。</p> <p>2「佐方っ子を健全に育てる会」に関すること。</p> <p>1 会長、副会長、書記、会計、監査委員の候補者を選定する。</p> <p>2 各クラスから選出された役員全員で協議の上、役職別候補者を決める。</p> <p>3 役員選定の構成及び役割は、運営委員会の決議を経るものとする。</p>	
	選挙管理委員会	<p>1 全会員に立候補の届け出用紙を配布し、立候補を受け付ける。締切は、総会の10日前までとする。</p> <p>2 立候補者は、推薦委員会から推薦された候補者の名前を総会の1週間前に会員へ発表する。</p> <p>3 総会当日は、選挙に関する事務を行い、選出された役員の名前を発表する。</p> <p>4 選挙管理委員会の構成及び役割は、運営委員会の議決を経るものとする。</p>	

	別表 2 (第 1 2 条関係)
	運営委員会の構成
	1 名誉会長
	2 会長
	3 副会長 (出納命令役、検収員)
	4 書記 (事務員)
	5 会計 (出納員、内 1 名教頭)
	6 各委員会の長及び特別委員会の長
	7 教職員代表 数名
	8 運営委員会の決議を経て会長が委託したもの
	別表 3 (第 1 5 条関係)
	会員会費
月額 2 5 0 円	
別表 4 (第 7 条関係)	
執行部役員選定フロー	
2 学期学級懇談会において各学級 3 名の役員候補者の選定、立候補者があれば 3 名から立候補者を引いた人数の話し合いによる選定 (立候補者が 3 名以上出た学級では、その時点で学級単位の選定は終了) 立候補者と話し合いによる選出ができなかった学級は 12 月に候補者 3 名を決める抽選を行う。	
↓	
12 月「あゆみ」を渡される時に抽選を行う。欠席者が出た場合は、教頭と会長が方法を決めて平等に代理抽選を行う。	
↓	
各クラスから選定された役員候補者全員で協議の上選出する。協議で決定できなかった場合は、再抽選する。抽選方法は、各学級の候補者選定と同様に行う。	